

環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金の募集について (公募要領)

平成22年2月
経済産業省
国土交通省

経済産業省及び国土交通省では、環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「環境対応車普及促進対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）交付要綱（平成22・02・01財製第2号）」及び「低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）交付要綱（平成22年2月1日付 国自総第440号）」（以下「交付要綱」という。）並びに「環境対応車普及促進事業実施要領（平成22・02・01財製第3号）」及び「環境対応車普及促進事業実施要領（平成22年2月1日付 国自総第441号）」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

公募要領目次

I. 環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金について

1. 補助金の目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 採択基準について
4. 補助対象事業の選定について
5. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金の募集について

1. 補助金の目的

本補助金は、経済産業省及び国土交通省が連携して、環境対応車普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、環境性能に優れた自動車の購入に対する補助等の事業を行うことにより、環境対応車の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 対象となる事業について

実施要領に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とします。

(2) 対象事業者

非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1法人を選定します。

※応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までには非営利型に移行していただくこと（その具体的な見通しを示すこと）が必要です。

(3) 補助金の交付額について

本補助金の交付額は、平成21年度第2次補正予算により定められる定額とします（平成21年度第2次補正予算に計上されている本補助金の額は、2,609億円です。）

(4) 基金の管理方法

基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、基金の管理方法に関する具体的な内容について、事前に経済産業大臣及び国土交通大臣の了解を得ていただきます。

(5) 基金の運用方法

① 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合については、事前に経済産業大臣及び国土交通大臣の了解を得ていただきます。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(6) 基金の用途

- ① 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、以下の用途に充てるものとします。
 - ・実施要領第4に定める環境対応車普及促進事業（以下「環境対応車普及促進事業」という。）の実施及びその実施に必要な事務に要する経費
 - ・補助事業者における、環境対応車普及促進事業の管理及び基金の管理運営に要する経費
- ② 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、経済産業大臣及び国土交通大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとします。

(7) 基金の残額の扱い

基金設置法人は、環境対応車普及促進事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、これを経済産業大臣及び国土交通大臣に納付するものとします。

(8) 基金管理の終了

基金事業を行う期間は、環境対応車普及促進事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとします。

※ 環境対応車普及促進事業は、本補助事業者が環境対応車普及促進事業の実施を委託した事業者（以下「事務局」という。）により行われることとなりますが、環境対応車普及促進事業においては平成22年9月30日までに新車新規登録又は新車新規検査届出及び経年車を使用済自動車として引取業者に引き渡すものを補助対象としております。

事業実施期間等について、事務局は、補助金交付決定及び補助金交付申請の状況等についてのデータを元に必要に応じて経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合には、事務局は事業の継続の有無について、速やかに経済産業大臣、国土交通大臣及び基金設置法人の指示を仰ぐものとします。

(9) 基金の経理

基金に係る経理については、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければなりません。

(10) 環境対応車普及促進事業の委託とその指導監督

①補助事業者は、補助金により造成された基金を用いて、環境対応車普及促進事業の実施を、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事業者（以下「受託事業者」という。）に委託します。

②補助事業者は、環境対応車普及促進事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下の指導監督を行います。

ア. 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告

実施要領の第4(5)④による受託事業者からの報告を受けるほか、環境対応車普及促進事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に経済産業大臣及び国土交通大臣に報告するものとします。

イ. 受託事業者の指導

環境対応車普及促進事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、受託事業者に対し必要な改善を指導するものとします。

(11) その他

以上(1)～(10)に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領において、補助事業及び基金を活用して行う事業について詳細に定められますので、必ず参照して下さい。環境対応車普及促進事業についても、実施要領を参照ください。

3. 採択基準について

事業の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。
- 基金からの支払いを適切に管理できるか。

(2) 受託事業者の指導監督

- 環境対応車普及促進事業の指導監督を適切に行えるか。
- 環境対応車普及促進事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫の提案

(3) 体制整備と事務費用

- (1)(2)の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。

○(1)(2)の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

(4) 法人自体について

○法人の信頼性

○地球温暖化対策及び経済活性化という本事業の目的との関連性

○本補助事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

(5) その他

○行政支出総点検会議の指摘事項（平成20年12月1日）における公益法人への支出に関する指摘を踏まえたものであること。

4. 補助対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された応募書類をもとに有識者から成る外部評価委員会が環境対応車普及促進基金管理業務の応募書類審査の手順について（別添1）及び環境対応車普及促進基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表（別添2）に基づき、厳正に審査を行い、補助事業者を選定し、補助金の交付を内示します。

5. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスク、デジタルバーサタイプディスク又はUSBメモリーを、公募期間内に持参又は郵送により、経済産業省及び国土交通省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「環境対応車普及促進対策費補助金及び低公害車普及促進等対策費補助金応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成22年2月3日（水）から平成22年2月15日（月）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 公募申請書【様式1】

（法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去3年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）を添付してください。）

② 事業実施計画書【様式2】

③ 事務費用内訳【様式3】

(基金及び環境対応車普及促進事業の管理に要する事務費用の見込みを記載してください。)

①～③の書類を経済産業省及び国土交通省に対しそれぞれ5部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク、デジタルバーサタイプディスク又はUSBメモリー(一部)を同封してください。ただし、添付書類については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

経済産業省製造産業局自動車課
環境対応車(補助金)担当
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

国土交通省自動車交通局総務課企画室
環境対応車(補助金)担当
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

(5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ① 持参又は郵送してください。
- ② 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時～13時は除く)とします。
- ③ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。(提出期限必着のこと。)
- ④ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ⑤ 参加資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- ⑥ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- ⑦ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑧ 提出された応募書類等は、経済産業省及び国土交通省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、補助事業者として選定された者が提出した応募書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

(6) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省製造産業局自動車課
TEL：03-3501-1690
FAX：03-3501-6691
E-Mail：hojyokin-kobo@meti.go.jp

東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省自動車交通局総務課企画室
TEL：03-5253-8563
FAX：03-5253-1636
E-Mail：g_TPB_SOM_KKS@mlit.go.jp

○受付方法

電子メール、FAX（A4、様式自由）又は電話にて受け付けます。（来訪等による問合せには対応しません。）

○受付期間

平成22年2月9日（火）までの平日の10時から17時まで

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、外部評価委員会を開催します。

公募締切り 平成22年2月15日（月）17時

↓

応募書類の審査

↓

外部評価委員会

↓

採択案件の内示

↓ その後すみやかに

補助金交付申請書の提出（内示を受けた者は、辞退する場合を除き、補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。）

↓

補助金交付決定

↓

補助対象事業の実施

留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

(2) 交付決定

経済産業省及び国土交通省は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は本補助金の交付決定を受けた後に、事業開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに経済産業省及び国土交通省宛て提出していただきます。

(3) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱・実施要領に定めますので、これを参照してください。

経済産業省製造産業局長 殿
国土交通省自動車交通局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名



「環境対応車普及促進対策費補助金」及び「低公害車普及促進等対策費補助金」公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 事業実施計画書
- 2 事務費用内訳
- 3 法人の定款又は寄付行為
- 4 法人の概要が分かる説明資料
- 5 過去 3 年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)

(担当者欄)

所属部署名:

役職名:

氏名:

TEL:

FAX:

E-mail:

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。 国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち公募申請段階で非営利型に移行していない法人については、1 月中に非営利型に移行する具体的な見通しがあるかどうかについて記載ください。
本事業への応募理由	
基金の管理・運用について	
基金の管理方法	※基金自体をどこでどのように管理するのかを記載ください。
基金の運用方法の方針	
基金からの支払い事務の管理方法	※基金からの支払いについて、どのように審査し、チェックするのかを記載ください。

環境対応車普及促進事業者の指導監督

<p>環境対応車普及促進事業の指導監督をどのように行うか。</p>	
<p>環境対応車普及促進事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫</p>	<p>※そうした提案があれば、記載ください。</p>
<p>事務の実施体制と事務費用</p>	
<p>上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員</p>	<p>※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適切な理由についても記載してください。</p>
<p>上記の事務を実施するために要する費用の合理性</p>	<p>※内訳については様式3</p>

(様式3)

必要経費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となるすべての事務費用（基金設置法人において、基金の管理や環境対応車普及促進事業の指導監督に必要となる事務費用）について記載してください。

環境対応車普及促進基金管理業務の応募書類審査の手順について

1 外部評価委員会による審査

環境対応車普及促進基金管理業務に係る外部評価委員会（委員は有識者により構成し、非公開とする。）において、提出された応募書類の内容について審査を行う。

2 企画書等の審査方法

(1) 『環境対応車普及促進基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表』に基づき、各委員が採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10点
・ B（やや良い）	7点
・ C（普通）	5点
・ D（やや悪い）	3点
・ E（悪い）	0点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を補助事業者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を補助事業者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を補助事業者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を補助事業者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

環境対応車普及促進基金管理業務に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名 _____

応募者 _____

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1 基金の管理・運用					
(1)	基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。	点 10		×1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。	点 10		×1	点
(3)	基金からの支払いを適切に管理できるか。	点 10		×1	点
2 環境対応車普及促進事業の指導監督					
(1)	環境対応車普及促進事業の指導監督を適切に行えるか。	点 10		×1	点
(2)	環境対応車普及促進事業をより効果的・有意義なものとするための事業実施上の工夫の提案。	点 10		×1	点
3 体制整備と事務費用					
(1)	審査項目1、2の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。	点 10		×1	点
(2)	審査項目1、2の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		×1	点
4 法人自体について					
(1)	法人の信頼性	点 10		×1	点
(2)	地球温暖化対策及び経済活性化という本事業の目的との関連性	点 10		×1	点
(3)	本補助事業を通じ公益を達成しようとするについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		×1	点
合計		点 100			点

【採点基準】

- A (良い) 10点
 B (やや良い) 7点
 C (普通) 5点
 D (やや悪い) 3点
 E (悪い) 0点